

# お知らせタ・ク・さん

## 試験

### 裁判所事務官 三種（高卒程度）

第1次試験 9月16日(日)

#### 受付期間

7月17日(火)～7月25日(水)

郵送可

#### 受験資格

昭和61年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方

#### 申込方法

各裁判所(佐賀、武雄、唐津、伊万里、鳥栖、鹿島)で申込書を受け取り、提出してください。

#### 問い合わせ

佐賀地方裁判所 事務局 総務課人事第一係

☎ 23-131161

### 防衛省職員三種 （高卒程度）

第1次試験 9月23日(日)

#### 受付期間

7月2日(月)～18日(水)

#### 受験資格

昭和61年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方

#### 問い合わせ

佐賀地方裁判所 事務局 総務課人事第一係

☎ 31-150002

## 自衛官

### ◎2等陸海空士 ◎一般曹候補生（陸海空） ◎受験資格 いずれも18歳以上27歳未満

### ◎航空学生（海空） ◎受験資格 高卒（見込み含） ◎受付期間 21歳未満の方

#### 問い合わせ

佐賀市駅前中央1-13-40

☎ 31-150002

**8月は負担区分の定期判定の月です**

老人医療の方は、平成18年中の収入により、負担区分の割合が決定します。3割負担から1割負担になる方、またその逆に1割から3割になる方のみ、新しい受給者証をお渡しします。

変更があつた方は、8月以降病院に受診される際に新しい老人医療受給者証を持つて行くようにしてください。

また1割負担の方は平成20年4月1日から2割負担に変わりますので、受給者証には2段書きがされます。

※新しい老人医療および高齢受給者証は郵送しますので、更新手続きは一切必要ありません。変更があつた方の旧受給者証は適切に処分してください。ただし、市役所に連絡するか、市役所までお返しください。

現在使用されている高齢受給者証は、有効期限が平成19年7月31日までになります。負担区分変更に関係なく、新しい高齢受給者証を交付しますので、8月以降病院に受診される時は必ず、新しい高齢受給者証を持って行くようにしてください。

現在70歳以上（一部65歳以上）のかたは、老人医療受給者証が変更になることがあります。これにより一部負担金の割合が変更になることがあります。得に基づき負担区分の判定を行います。

保険料は納期内に！



■問い合わせ くらし部・市民生活課国保年金係 ☎ 75-6116

広告

## 緑のトータルアドバイザー

Let's create a living environment rich with humanity.

造園工事 外構工事 お庭のお手入れ 造園資材販売

西九州建設株式会社

造園創業34年のキャリアがご相談に応じます。  
お見積もりは、無料です。お気軽にお電話下さい。

社団法人 日本造園組合連合会会員 社団法人 日本造園建設業協会会員

環境保全整備・造園・土木工事業  
佐賀県多久市北多久町大字小侍671-3  
TEL (0952) 74-3591 FAX (0952) 74-3592  
E-mail:nishikyu@po.saganet.ne.jp